

令和4年5月11日

会 員 各 位

(一社) 神奈川ビルディング協会
教育啓発委員会委員長

第1回 講演会開催(6月)のご案内

会員の皆様には、ご清栄のこととお喜び申し上げます。

本協会の新年度事業・講演会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止の対応を考慮して、次のとおり予定します。なお、変更する場合は、参加申込者あてご連絡し対応して参りますので、ご承知願います。 ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

本年度の最初の講演会は、法律問題に関する講演として、6月と7月に開催いたしますが、今回は、その1の講演会をご案内いたします。なお、その2の講演会は、7月29日(金)午後を予定しています。 奮ってご参加くださいますようご案内申し上げます。

- | | |
|--------|---|
| 1. 日 時 | : 令和4年 <u>6月23日(木曜)</u> <u>14:00~16:00</u> |
| 2. 会 場 | : 「 <u>神奈川中小企業センター 13階 第2会議室</u> 」 ※ 裏面、案内図
横浜市中央区尾上町5-80 ・JR 関内駅北口より徒歩5分。 |
| 3. 演 題 | : 「 <u>コロナ禍を理由とするテナント側の請求に対する対処法</u> 」 |
| 4. 講 師 | : <u>弁護士 江口 正夫 氏</u> |
| 5. 参加費 | : 会員は無料 【非会員の方は、資料代として約千円を頂く旨、ご連絡します】 |

- 参加を希望される方は、講演会申込書(本紙)をファックス(045-664-3336)にて、6月17日(金)まで(必着)に、事務局宛お送りください。
- 定員50名。(隣席を空けた配置)満席で受講できない場合は、その旨ご連絡致します。

※お問い合わせ先: (一社) 神奈川ビルディング協会 事務局 塚田 TEL 045-664-3334

.....

FAX: 045-664-3336 神奈川ビルディング協会あて

講演会申込書

会 社 名	お 名 前	役 職 名